

あなたらしい生き方を応援します

成年後見制度



出雲市・出雲成年後見センター

成年後見制度について

●成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を支援する制度です。

さまざまな理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。



●制度を利用すると

本人の意思を尊重し、心身状態や生活状況を考慮して、財産管理や生活を維持するための契約や手続きを代理・同意・取消などの方法で支援します。

具体的には、本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、本人の希望や心身の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、契約の締結や医療費の支払などを行ったりします。

ただし、入院・入居・入所等の保証人や身元引受人及び入院、手術等の同意や受診の付き添い、食事の世話や介護などはできません。



●後見人等になる人

本人にどのような支援が必要かなど、事情に応じて、家庭裁判所が選任します。

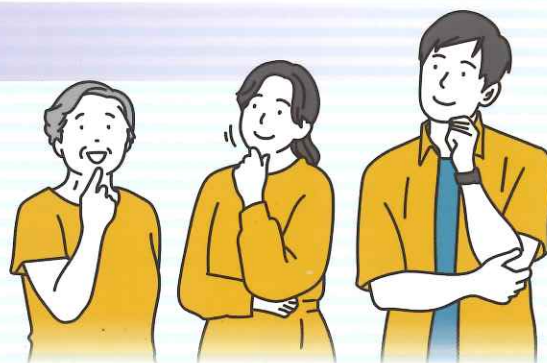
親族（両親、兄弟など）、法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士など）、一般市民による市民後見人などが選ばれます。

なお、支援内容及び預貯金などから適切と思われる金額を家庭裁判所が判断し、成年後見人等に対し、報酬の支払いが必要になる場合があります。



●申立てのできる人

本人、配偶者、四親等内の親族（子・孫・親・祖父母・兄弟姉妹・おじ・おば・甥・姪・いとこ・配偶者の親など）、検察官、市町村長などです。



●法定後見の開始までの手続きの流れ

申立人を決め、必要な書類を準備します。家庭裁判所への申立てには、申立て手数料、収入印紙、郵便切手など費用がかかります。

審理期間について、個々の事案により異なりますが、申立てから法定後見の開始までの期間は、おおむね4か月以内となっています。

医師による鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要します。



申立て

審理

法定後見の開始の審判
成年後見人等の選任

審判の確定
(法定後見の開始)

← おおむね、4か月以内 →

●出雲成年後見センター

出雲市は、成年後見制度について相談したい人のために、出雲成年後見センターに利用支援業務を委託しています。法律や福祉の専門家・関係者のネットワークを活用して、成年後見制度に関する相談から成年後見人の受任まで支援を行います。

センターの会員は、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、医師、精神保健福祉士、社会保険労務士、社会福祉協議会職員などで構成されています。

【支援内容】

①相談・支援

お話を聴き、問題解決の方法を一緒に考えます。
家庭裁判所への申立て手続きなどについて、アドバイスします。

相談は、原則として無料です。

②活用できるサービスの紹介

必要に応じて、適切なサービスが利用できるように紹介します。

③成年後見人の受任

出雲成年後見センターの会員から相応しい成年後見人を探します。法律や福祉の専門家として、生活や財産を守ります。



【相談・問い合わせ先】



出雲成年後見センター（成瀬司法書士事務所内）

平日：☎22-8097

住所：〒693-0003 出雲市今市町南本町21番地3



出雲市役所高齢者福祉課（高齢者に関すること） 平日：☎21-6967（直通）

福祉推進課（障がい者に関すること） 平日：☎21-6694（直通）

住所：〒693-8530 出雲市今市町70番地